

寄付金に対する免税措置について

○寄付金の申込及び払込期間 令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年3月31日

1. 所得税法上の寄付金控除

東京歯科大学は文部科学大臣から**特定公益増進法人であることの証明**を受けており、個人の方からの寄付金については、所得税の**所得控除**の適用を受けることができます。

所得控除

所得控除の算出式

※所得により税率が異なります

$$\left[\text{寄付金額※} - 2,000 \text{円} \right] \times \text{税率※} = \text{控除対象税額}$$

※寄付金額は、所得の40%が限度となります。

また、平成23年度税制改正により、一定の要件を満たす学校法人に対する個人からの寄付については、新たに**税額控除に係る証明書**による**税額控除**が導入されました。

税額控除

税額控除の算出式

$$\left[\text{寄付金額} - 2,000 \text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象税額※}$$

※控除対象税額は、所得税額の25%が限度となります。

※寄付者の選択により、確定申告時に所得控除又は税額控除のどちらか有利な控除を申請することができます。

【控除対象税額（還付される税額）の目安】

寄付金額20万円の場合

課税所得金額	税率	所得控除	税額控除
150万円	5%	9,900	18,750
250万円	10%	19,800	38,125
500万円	20%	39,600	79,200
800万円	23%	45,540	79,200
1,500万円	33%	65,340	79,200
2,000万円	40%	79,200	79,200

寄付金額50万円の場合

課税所得金額	税率	所得控除	税額控除
150万円	5%	24,900	18,750
250万円	10%	49,800	38,125
500万円	20%	99,600	143,125
800万円	23%	114,540	199,200
1,500万円	33%	164,340	199,200
2,000万円	40%	199,200	199,200

※税額控除は所得税年額の25%が限度となる為、所得控除が有利になる場合もあります。

2. 個人住民税の寄付金税額控除（翌年度の個人住民税より控除）

東京歯科大学への寄付金は東京都から条例指定対象寄付金の指定を受けております。東京都に住所を有する個人の方（寄付をした翌年の1月1日現在）については、個人住民税（都民税及び一部の市区町村民税）の税額控除の適用を受けることができます。

個人住民税の税額控除額の算出式

$$\left[\text{寄付金額※} - 2,000 \text{円} \right] \times \text{控除率} = \text{控除対象税額※}$$

※年間総所得金額等の30%が限度額

控除率・・・東京都に住所を有する方 ⇒ 4%（都民税）

市区町村でも適用を受けられる場合 ⇒ 別途6%（市区町村民税）

※市区町村民税の税額控除の適用が受けられるかどうかは、市区町村によって決められておりますので、お住まいの市区町村の担当課にお問い合わせください。

3. 所得税及び個人住民税の寄付金控除を受けるための手続き

当該年の確定申告期間中に税務署にて所得税の**確定申告**を行ってください。個人住民税の控除も併せて受けることができます。

申告される際には①本学発行の**受領書**の他、**所得控除**を申請する場合には、②**特定公益増進法人であることの証明書**（写）、**税額控除**を申請する場合には、③**税額控除に係る証明書**（写）を添付して下さい。

※同封いたしました②特定公益増進法人であることの証明書（写）、③税額控除に係る証明書（写）は、発効日より5年間有効となります。

※2027(令和9)年度入試により、入学希望する子女（又は自己）がいらっしゃる寄付者の方へ入学願書受付の開始日から2027(令和9)年の3月末までの期間内に納入した寄付金につきましては、「学校の入学に係る寄付金」とみなされ、寄付金控除の対象から除外されますので、ご注意ください。

お問合せ先

学校法人東京歯科大学 法人事務局 経理部

TEL 03-5275-1579